

財務省告示第四百五十二号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十七年十一月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十七年十二月五日

財務大臣 谷垣 禎一

(別表)

国債の名称	記号	総額面金額の総額	額当価格たり金額の買入円
年債付国庫券(十庫)	第二百七回	百億円	六厘九十七銭
"	第二百七回	百七十億円	九厘九十七銭
"	第二百七回	五十億円	三厘九十八銭
"	第二百七回	五十億円	二厘九十九銭
"	第二百七回	五十億円	五厘九十九銭
"	第二百十回	三十億円	百四厘二十一銭
"	第二百十回	三十億円	百四厘二十一銭
合計		四百八十億円	